

マンション長期修繕計画 作成支援制度

マンション管理組合に対して、長期修繕計画の作成又は見直しを
専門家などに委託する費用の一部を補助します！

申請受付期間：令和8年6月1日～令和8年6月12日

※受付期間内に応募が予定数を越えた場合は抽選となります。

※予定数に達しない場合は、令和8年12月11日まで先着順で受け付けます。

⚠【ご注意】既に契約済みの場合、補助はできません。本市からの補助金交付決定後に、補助事業の実施に係る事業者と契約を締結し、事業に着手してください。

補助額	補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は25万円とします。 ※予算の範囲内での補助とし、補助は1回を限度とします。
補助対象経費	次の計画作成に係る委託費用 (ア) 修繕計画の作成 計画期間、推定修繕工事項目及び修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定 (イ) 収支計画の作成 修繕積立金の額の設定
補助対象	次の条件を全て満たす千葉市内のマンション管理組合 (1) 5人以上の区分所有者が存するマンションであること。 (2) マンションの延べ面積の1/2以上が住宅用途であること。 (3) 建築後5年以上が経過したマンションであること。 (4) 長期修繕計画が未作成であること、又は既存の長期修繕計画がある場合は、次のいずれかに該当すること。 ア 計画期間が30年未満または残存期間内に行う大規模修繕工事が1回以下であること。 イ 現在の修繕積立金の額について、別表の判定式に該当していること。 (5) 本補助事業を活用して「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント（平成20年6月国土交通省策定、令和6年6月改訂）」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすることについて、集会における決議等がなされていること。

<問い合わせ先・書類郵送先> 千葉市 都市局建築部 住宅政策課
〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎 低層棟4階

電話 043-245-5809 または 043-245-5849

FAX 043-245-5887

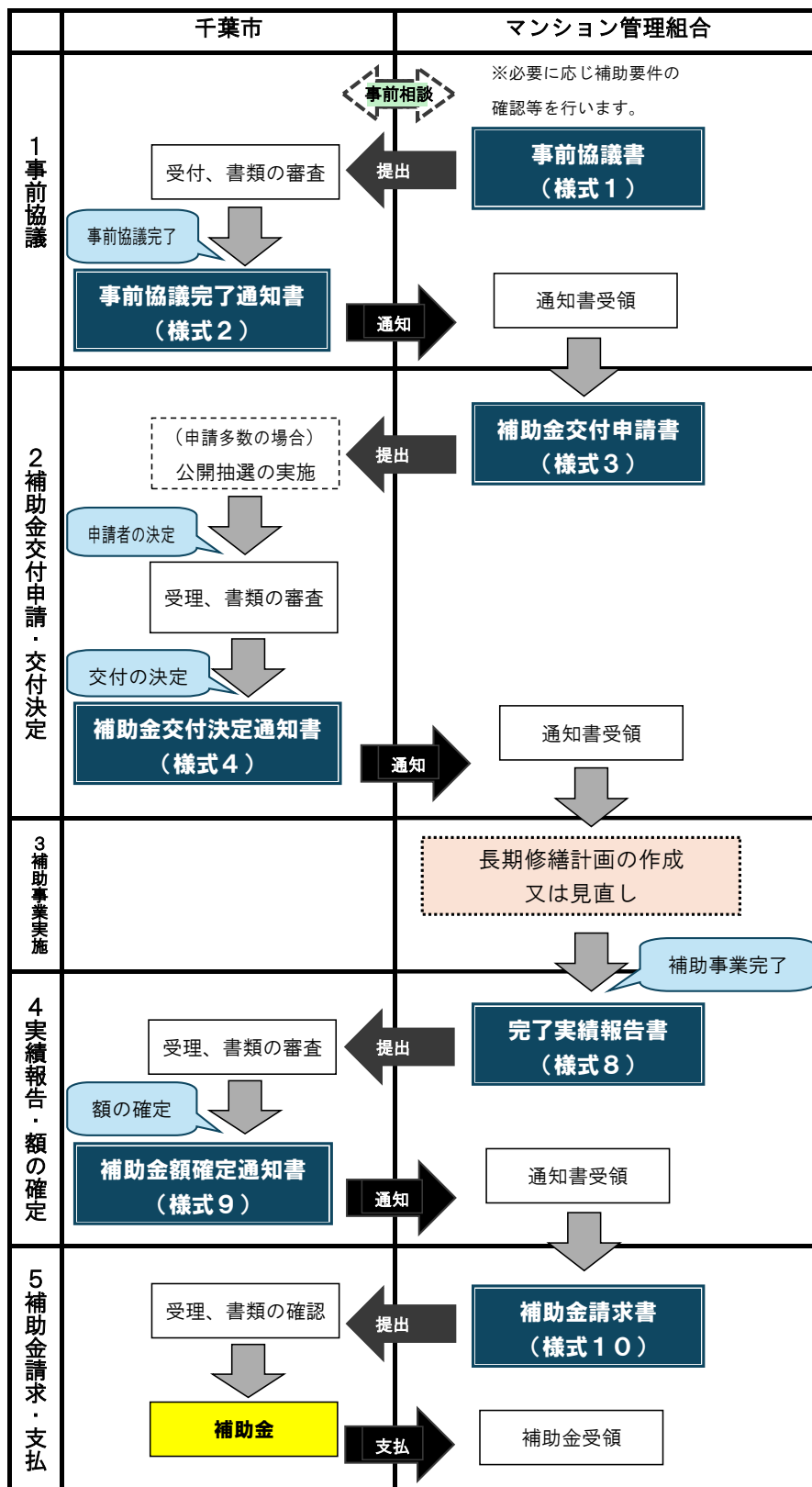
メールアドレス jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

ホームページ http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05_index.html

メールでもお問合せ
いただけます！



申請の流れ



⚠️【ご注意】

- ◆ 他の機関（国など）から同様の補助を受けている管理組合は対象外となります。
- ◆ 管理組合理事長名または管理組合法人名で申請してください。個人や管理会社からの申請は受付できません。
- ◆ 「4 額の確定」までを2月中、「5 補助金請求」を3月中までに終わる必要があります。
- ◆ 手続きにあたっては、必要書類チェックシートに記載の書類を揃えて提出してください。
- ◆ 「補助金交付決定通知書」の日付以降に事業者と契約・作成等を進めてください。

修繕積立金判定式

$$Z < A (+ B)$$

Z：現在の長期修繕計画に基づく月額の特有床面積当たりの修繕積立金の額（円／㎡・月）

$$Z = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div \text{④} \div \text{⑤}$$

- ①計画期間当初における修繕積立金の残高（円）
- ②計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）
- ③計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
- ④マンションの総特有床面積（㎡）
- ⑤長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

A：特有床面積当たりの修繕積立金の額（円／㎡・月）

階数	建築延床面積	月額の特有床面積当たりの修繕積立金の額
20階未満	5,000㎡未満	235円／㎡・月
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	170円／㎡・月
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	200円／㎡・月
	20,000㎡以上	190円／㎡・月
20階以上	—	240円／㎡・月

B：機械式駐車場がある場合の加算額（円／㎡・月）

$$B = \text{機械式駐車場の1台当たり月額修繕工事費} \times \text{台数} \div \text{マンション全体の特有床面積 (㎡)}$$

機械式駐車場の機種	機械式駐車場の修繕工事費 (1台当たりの月額)
2段（ピット1段）昇降式	6,450円／台・月
3段（ピット2段）昇降式	5,840円／台・月
3段（ピット1段）昇降横行式	7,210円／台・月
4段（ピット2段）昇降横行式	6,235円／台・月
エレベーター方式（垂直循環方式）	4,645円／台・月
その他	5,235円／台・月

※駐車場の維持管理・修繕工事費や駐車場使用料について、管理費や修繕積立金と区分して経理している場合など、機械式駐車場の修繕工事費を駐車場使用料収入で賄うこととしている場合には、機械式駐車場がある場合の加算額（B）を加算しない。

必要書類チェックシート		
✓欄	必要書類名	いつまでに
	事前協議書（様式1）	①事前協議
	事業計画書（様式第1号の2）	
	管理規約の写し	
	現在の長期修繕計画の写し（既存のものがある場合）	
	補助対象経費の項目・内容が把握できる書類の写し（見積書等）	
	集会議案書等 ※『 本補助事業を活用し 、「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及びコメント」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすること』について、管理組合の集会にて議案に挙げられていることを確認するため、提出してください。（総会或いは規約で理事会等に付託している場合は、理事会決議でも可） 事前協議時は案でも可ですが、補助金交付申請までに確定した議案書を提出してください。	
	マンションの概要が分かる書類（案内図、配置図、建築計画概要書等）	②補助金 交付申請
	補助金交付申請書（様式3）	
	議事録の写し等 ※『 本補助事業を活用し 、「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及びコメント」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすること』について、管理組合の集会にて決議されたことを確認するため、提出してください。（総会或いは規約で理事会等に付託している場合は、理事会決議でも可）	
	完了実績報告書（様式8）	④完了実績 報告 (2月中まで)
	長期修繕計画一式（成果品）	
	契約書（又は請書）の写し	
	領収証等の写し	
	補助金請求書（様式10）	⑤補助金請求 (3月中まで)

各様式は千葉市のホームページからダウンロードいただけます。
 千葉市 マンション長期修繕計画作成支援制度 で検索

